

# 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 災害時外国人支援センター養成・派遣事業 実施要領

## 1 目的

本県は海に囲まれた島嶼の環境にあり、他県とは海を隔てているため大規模な災害発生時、他県からの本格的な応援等には時間を要することが予想される。平時より地域住民の防災や減災の意識を高め、また災害時に避難所等でコミュニケーションに不安を抱える外国人のため、「災害時外国人支援センター」を養成することで、本県のソフト面における防災や減災の環境を整備し、多文化共生のまちづくりを促進する。

## 2 災害時外国人支援センターの活動内容

- (1) 災害時外国人支援センターの活動は、沖縄県災害対策本部が設置される災害時とし、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、当財団とする）理事長により、活動要請があつた場合とする。
- (2) 災害時外国人支援センターの活動内容は、次のとおりとする。
  - ア 多言語による災害情報等の翻訳及び通訳支援
  - イ 避難所等において、外国人からの相談及び問い合わせへの多言語対応支援
  - ウ 外国人の被災状況及び避難状況などの情報収集及び当財団への状況報告
  - エ その他、当財団理事長が必要と認める外国人支援
- (3) 次の場合は、災害時外国人支援センターの活動の対象外とする。
  - ア 警察が介入すべきトラブルの仲裁行為
  - イ 政治・宗教・営利・宣伝を目的とした活動とその援助
  - ウ インフルエンザの大流行等（パンデミック）が疑われる避難場所での活動
  - エ 財団が依頼した内容とは異なる活動
  - オ その他、災害時外国人支援センターの身に危険が及ぶと判断される一切の活動

## 3 通訳対象言語

通訳対象言語は英語・中国語・スペイン語・韓国語を基本とし、その他登録センターの対応可能言語や「やさしい日本語」を用いて情報提供を行う。

## 4 災害時外国人支援センターの資格認定及び登録

### (1) 登録資格・方法

原則として、財団が実施する「災害時外国人支援センター養成講座」を修了した方に、登録の資格を与え、登録希望者は、「災害時外国人支援センター申請書（第1号様式）」を作成し、当財団国際交流課へ提出する。センターとして登録が認定された者に、I.D.カードを付与する。

### (2) 登録期間

登録期間は原則2年後の年度末までとする。更新を希望する者は、登録期間中に「災害時外国人支援センター申請書（第1号様式）」の提出により、さらに2年後の年度末まで更新する

ことができる。

### (3) 登録抹消

次のときには、サポーターとしての登録を抹消する。

- ア 本人からの申し出があったとき
- イ 連絡がとれなくなったとき
- ウ 登録期間が失効したとき
- エ 災害時外国人支援サポーターとしてふさわしくない行為があつたとき

### (4) 災害時外国人支援サポーター養成講座について

#### ア 目的

本講座は、参加者の「防災・減災」や「自助・共助」の意識を高め、大規模災害時に財団が立ち上げる「多言語支援センター」と協力し、避難所巡回を行い外国人の被災状況の確認や、ライフライン等に関する情報の収集および多言語発信等を担うことのできる人材を育成し、本県のソフト防災の基盤整備に寄与することを目的に実施する。

#### イ 受講対象者

- ① 外国人の支援に強い関心を有している方
- ② 原則全日程出席できる方

ウ 養成講座は必要に応じて開講し、講座の内容については別に定める。

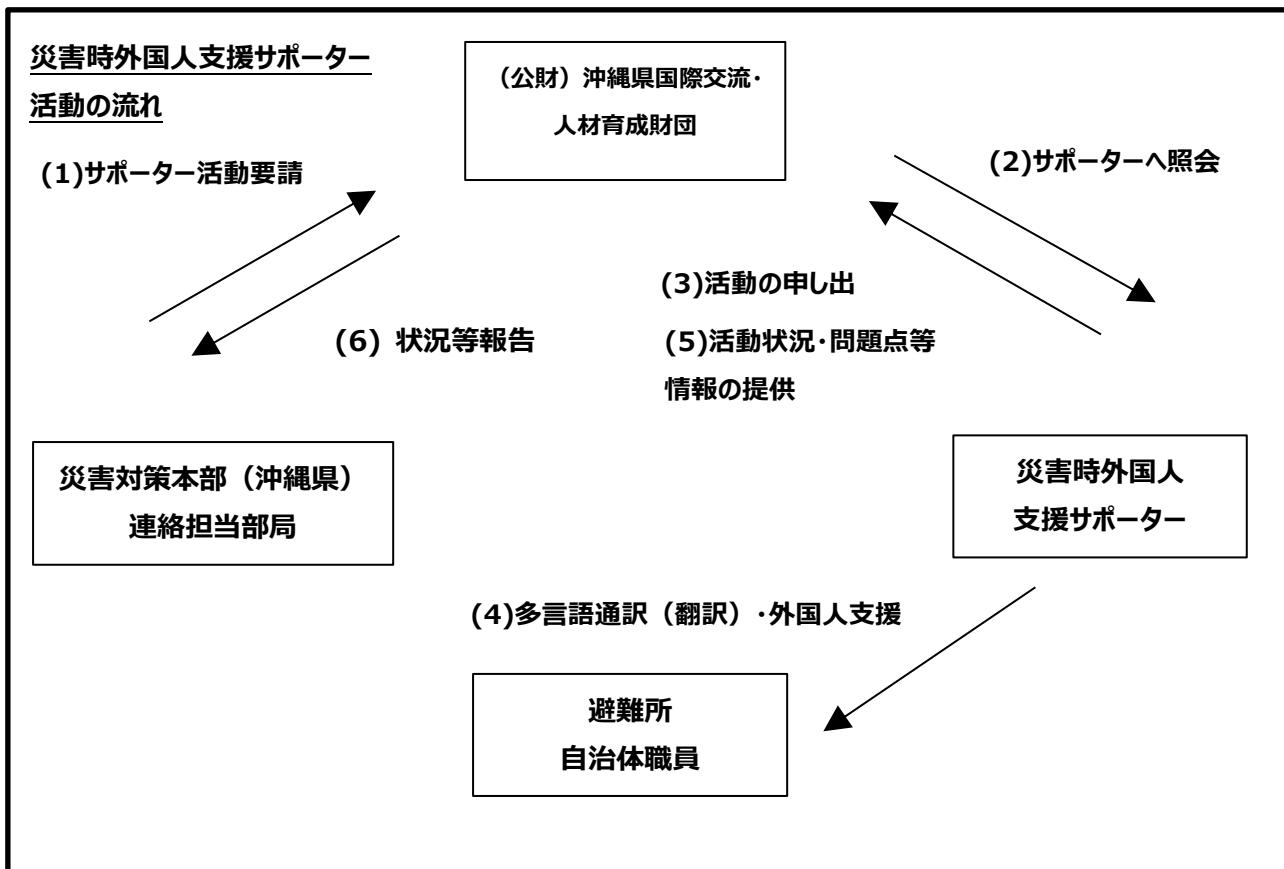
## 6 活動範囲

災害時外国人支援サポーターの活動範囲は、沖縄県内とする。

## 7 活動要請の手順

災害時外国人支援サポーターの活動要請手順は次のとおりとする。

- (1) 発災後、沖縄県により災害対策本部が設置され、沖縄県と締結している「災害時における外国人支援に関する協定書」第7条に基づき、連絡担当部局より当財団へ「災害時外国人支援サポーター」の要請依頼が行われる。
- (2) 災害対策本部からの活動要請依頼を受け、サポーターが活動を行うのに際し安全を確認した上で、当財団より、サポーターへ活動要請を行う。
- (3) 当財団より、活動に携わることのできるサポーターの確認を行う。
- (4) 災害時外国人支援サポーターは、指定される各避難所へ移動し、避難所の運営が滞りなく行われるよう多言語による通訳や翻訳支援活動を行う。
- (5) 外国人の被災状況及び避難状況等の情報収集に努め、またサポーター自身の活動状況や現場での問題点などを当財団へ報告する。
- (6) 当財団は、各サポーターから収集した情報を集約し、災害対策本部に報告する。



## 8 交通費及び経費の支給

### (1) 交通費の支給について

災害時外国人支援センターへの交通費は、財団が負担することとする。交通費の算定は、センターが居住する場所を起点とし、避難所までの公共交通機関（バスやモノレール等）の往復実費相当額とする。交通費の支給方法については、センターと協議の上、決定する。

### (2) 経費の支給について

災害時外国人支援センターによる支援活動に伴い発生する費用は、原則財団と関係機関との協議をして決定する。

## 9 保険

災害時外国人支援センターの活動中の傷害事故・賠償責任に対応するため、財団は保険に加入する。

## 10 避難所で災害時外国人支援センターを活用する際の注意点

- (1) 避難所等の運営責任者・管理者は、「支援を必要とする外国人」の身分を保障する責任を負う。よって、担当者は「支援を必要とする外国人」と「災害時外国人支援センター」に対し地域住民と同様の配慮をすること。
- (2) 災害時外国人支援センターの役割は、原則外国人に関する情報収集や提供・通訳・翻訳等の活動が主である。よって、避難所等の運営責任者・管理者は、本要領の「2. 災害時外

国人支援センターの活動内容」で定められている活動対象外の内容を、センターへ依頼してはいけない。（当財団によるボランティア活動保険の対象外とし、責任を一切負わない）

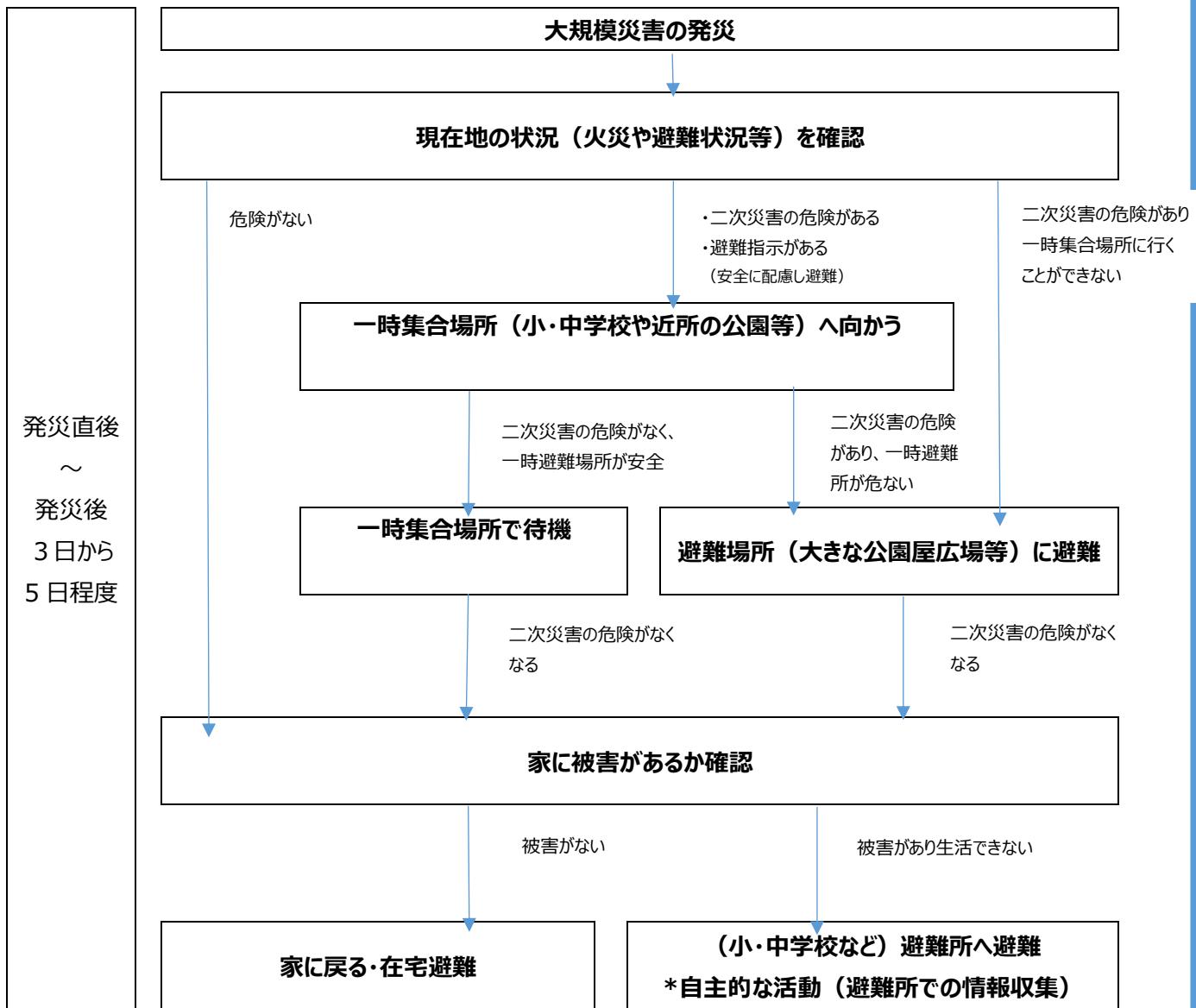
- (3) 避難所等の運営責任者・管理者は、センターに過度の負担がかからないよう配慮する義務を負う。
- (4) 在住外国人の被災状況等、必要な情報をセンターと共有すること。
- (5) 当財団へ各避難所等からの直接の問い合わせは、原則受け付けない。センターの運用などに関する問い合わせや問題点などについては、センターを通して行う。
- (6) 事故や約束事の不履行などによりセンターに損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。また損害を与えた場合は、避難所を管轄する自治体が誠意をもって解決にあたることとする。
- (7) センターの個人情報は、第3者に漏らしてはならない。また、「支援を必要とする者」も同様の責任を負う。
- (8) センターの活動中、感染症にかかった場合は、避難所を管轄する自治体の責任において治療を行うこと。

## 1.1 外国人支援活動を行う際の注意点

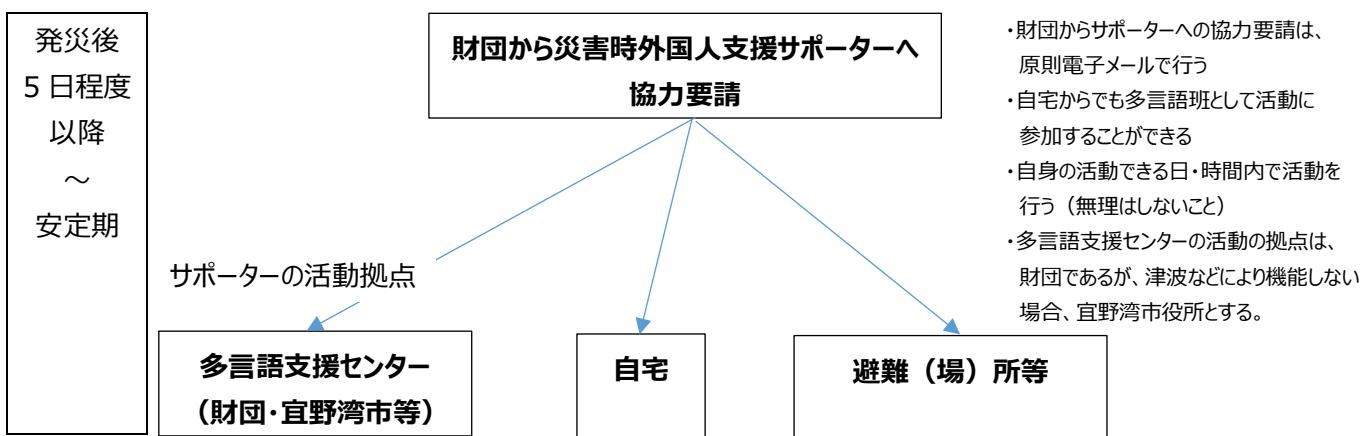
- (1) 活動を行う際は、自身の安全の確保を最優先にすること。
- (2) 本要領の「2. 災害時外国人支援センターの活動内容」で定められている活動対象外の内容を、引き受けはいけない。（当財団によるボランティア活動保険の対象外とし、責任を一切負わない）
- (3) 在住外国人の被災状況など隨時情報収集に努め、財団へ報告すること。
- (4) 活動で知り得た個人情報・秘密を他に漏らしてはならない。なお、センター登録抹消後も同様とする。
- (5) 活動終了後、財団から「活動報告書」の提出を求められた場合、可能な限り協力すること。

## 12 災害時外国人支援センター派遣要請までのスキーム

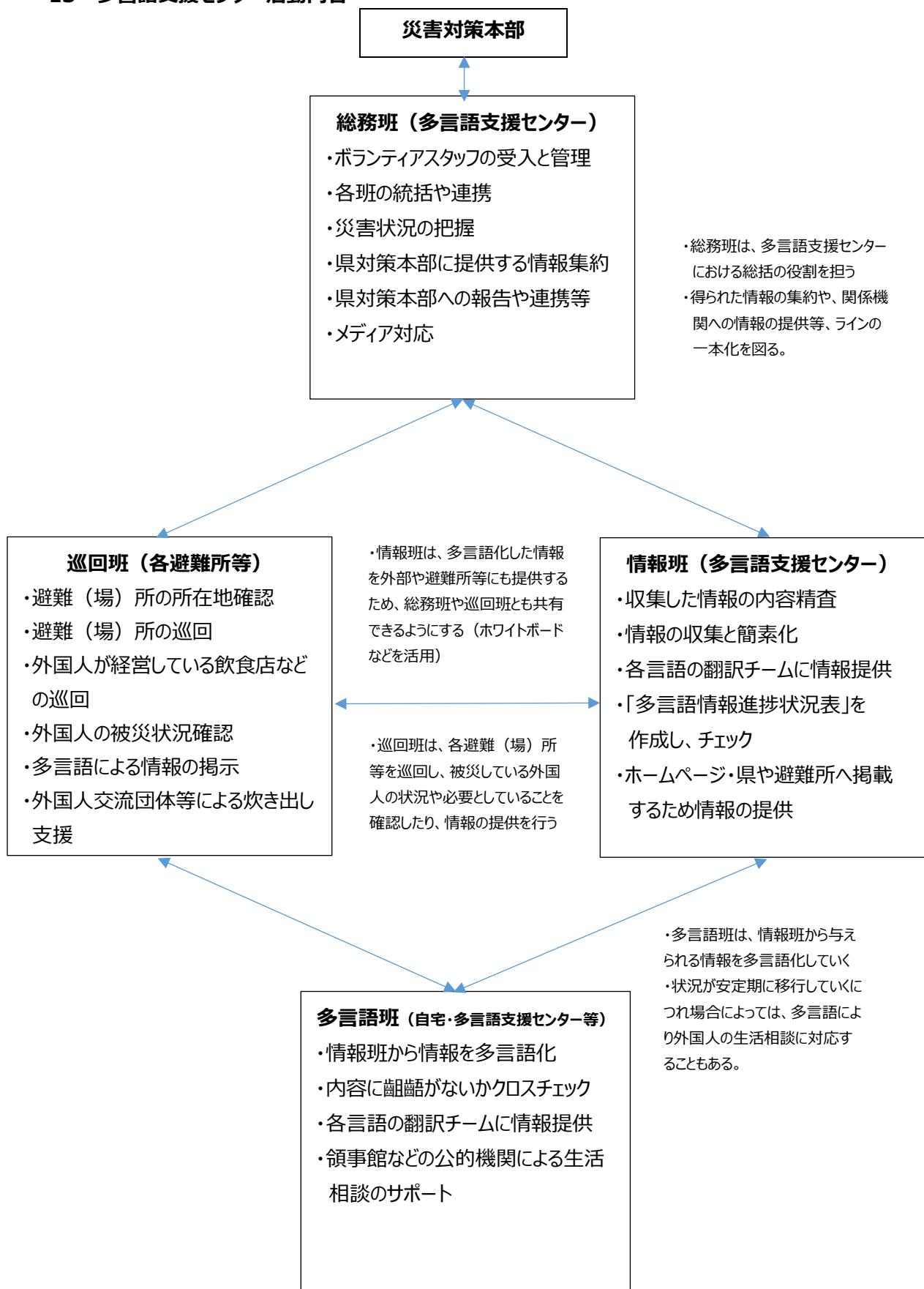
まずは、「自助」を最優先



外国人支援センターが活動するのは、状況の安全が確認されてから…



### 13 多言語支援センター活動内容



## **14 その他**

外国人支援センターが行う支援については、財団及びセンターは医療上及び司法上の責任を負わない。

また、この要領に定めるもののほか事業実施に関する必要な事項は別に定める。

### **附則**

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### **附則**

この要領は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。

### **附則**

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。